⑵　土地に係る負担調整措置

土地に係る固定資産税については、負担調整措置の仕組みを継続的に見直し、負担水準の均衡化を図ってきた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきた。しかし、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題がある。

具体的には、商業地等については、今後、デフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じる場合には、負担水準がばらつき、負担の不均衡が再拡大する等の問題が生じる。このため、商業地等の据置特例等の負担調整措置の見直しが必要である。

また、農地に関しては、早期の宅地化を期して市街化区域に編入された農地の税負担が長期にわたって低い状態にとどまる。このため、長く市街化区域内で営農されている農地との間での不均衡等が生じていることから、都市農業の振興に係る措置の検討とあわせて、検討を進める必要がある。

上記の課題については、平成27年度与党税制改正大綱において、「次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、（略）検討を進める」こととされている。次期評価替えの年である平成30年度の税制改正に向けて、課題の解決に向けた具体的な検討が必要である。

⑶　償却資産に対する固定資産税

償却資産に対する固定資産税は、企業等が事業活動を行う際の市町村からの受益に着目して、事業用の土地や家屋と一体に課税客体とすることが適当との考えで課税されているものである。固定資産税収約8.7兆円（平成26年度決算）のうち、償却資産に対するものは約1.5兆円であり、市町村の安定的な自主財源として定着している。

平成28年度税制改正においては、「固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する」こととされた一方で、「機械及び装置」の新規取得分につき減免措置を求める要望に対し、市町村の財政運営に与える影響をできる限り生じさせないよう、対象を極めて限定した上で特例措置が創設されたところである。償却資産に対する固定資産税の基幹税源としての基本的性格に鑑み、この特例措置が与える影響について今後厳しく検証し、見極めていく必要がある。

地方六団体等からも「固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長及び対象設備の拡充は断じて行わないこと」といった意見が出されているところであり、今後、こうした措置をなし崩し的に拡大するようなことは厳に慎むべきである。

⑷　居住用超高層建築物に係る課税のあり方

居住用超高層建築物については、現行制度において、一棟全体の税額を算出した上で、原則として、各区分所有者の有する床面積の割合により税額を按分することとされている。このため、床面積が同じであれば高層階でも低層階でも税額は同額となっている。しかし、実際の取引価格は高層階になるほど高くなる傾向にあることから、こうした傾向を反映した、より公平な按分方法を導入すべきである。

4　地方法人課税

⑴　基本的な方向性

地方税においては、法人事業税と法人住民税が、法人の事業所得等を課税標準として課されている。法人もその事業活動において、地方自治体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることが適当であり、これらの地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきである。

⑵　外形標準課税の安定的な運用等

近年、企業がより広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担が軽減され、企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になるよう、法人課税を成長指向のものとすべく法人税改革が推進されてきた。

平成27年度及び平成28年度税制改正において、地方税については、法人事業税所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税を拡大した。具体的には、外形標準課税について、従前の１／４から、平成27年度には３／８へ、平成28年度には５／８へ、順次拡大してきている。

当審議会においては、かねてより応益課税の原則等を踏まえて、法人事業税の外形標準課税の拡大を図るべきと主張してきた。今回の改革は、こうした当審議会の考え方に沿っており評価できるものである。

外形標準課税の拡大など、この２年間で法人事業税制度が大きく変化しているが、新しい制度の安定的な運用が図られるよう、課税庁である都道府県を中心に、適切かつ円滑な事務の執行が行われることが重要である。

今回の改革では、外形標準課税の対象法人については、資本金１億円超の大法人に限定している従前の制度を維持しており、全法人の１％程度にとどまっていること、大法人と中小法人との間の所得割の税率格差が拡大し、収益力のある中小法人においては法人実効税率が大法人よりも相当程度高くなっていることに留意が必要である。一方で、地域経済や雇用への影響等の観点から中小法人に対する配慮は重要であり、中小法人の取扱いは慎重に検討すべき事項である。

外形標準課税の対象法人を考える際、雇用への配慮や納税事務負担の軽減、段階的導入等、中小法人への外形標準課税の導入が円滑に実現するような配慮方策について検討を行いながら、応益課税の観点からも、対象法人の拡大を図ることについても引き続き検討することが必要である。

⑶　分割基準の見直し

地方法人課税の分割基準は、法人が複数の地方自治体に事務所等を有する場合に、地方自治体の課税権を調整するものである。

事業税は応益原則を課税の根拠とするものであり、その分割基準は、事業の規模、活動量などを的確に表すものとすべきである。前回の改正である平成17年度の改正[注4]から10年以上が経過した。この間、法人の事業を取り巻く環境の変化に対応して、組織形態の多様化など、法人の事業活動のあり方にも変化が見られることも踏まえ、分割基準の見直しの検討が必要である。

分割基準の見直しは、税源の帰属の適正化という観点から行うべきものであり、財政調整を目的として変更することは適当でない。

5　地方消費税

地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税であり、その税収を消費の基準に基づいて各都道府県間で清算することで、税の帰属地と最終消費地を一致させることとしている。

この清算基準については、その75％を「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と、「経済センサス活動調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額としている。残りの15％は「人口」、10％は「従業者数」としている。

平成27年度税制改正においては、サービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査の調査結果に基づくデータ更新を行った際、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる業種、すなわち、情報通信業、旅行業等について清算基準に用いるデータから除外した。

今回、平成29年度税制改正においては、小売年間販売額について、新しい商業統計調査結果に基づいてデータ更新を行う必要がある。その際には平成27年度税制改正と同様に、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売について、清算基準に用いるデータから除外することが適当である。